2　変更内容
①　27ページ３段目の入札公告第37号「東大病院総合医療情報システム」について、1⑷中、「平成30年１月１日から平成35年12月31日まで。」を「平成30年２月１日から平成36年１月31日まで。」に、５⑷中、「From 1 January, 2018 through 31 December, 2023」を「From 1 February, 2018 through 31 January, 2024」に変更します。
②　19ページ３段目の入札公告の変更中、「平成28年11月18日」としたのを「平成28年12月２日」に、「平成28年12月13日」としたのを「平成28年12月27日」に、「18 November, 2016」としたのを「2 December, 2016」に変更します。

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成 28 年 11 月 28 日
支出負担行為担当官
環境省大臣官房会計課長　鳥居　敏男
◎調達機関番号　021　◎所在地番号　13
1　掲載日　平成28年10月28日（号外政府調達第203号）
2　訂正内容　８ページ２段目、平成28年度光散乱式花粉自動計測器等購入に係る「入札公告」について、２　競争参加資格の⑷「「A」、「B」又は「C」級」を「「B」、「C」又は「D」級」にまた、５　Summaryの⑹③「A, B or C」を「B, C or D」に訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 28 年 11 月 28 日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　宮田　年耕
◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　（修）上部工補強工事２―204
⑶　工事場所　東京都江東区毛利二丁目　他
⑷　工事内容　支承取替工、疲労耐久性向上工、高力ボルト取替工、鋼桁・鋼橋脚他塗替塗装工、剥落防止工、き裂および腐食部他補修補強工
１）支承取替工　12基
２）疲労耐久性向上工
・主桁切欠き部補強工　２箇所
・主桁・横桁交差部補強工　275箇所
・主桁・下横構ガセット取り合い部補強工　302箇所
３）高力ボルト取替工　約99,000本
４）鋼桁・鋼橋脚他塗替塗装工　約88,500㎡
５）剥落防止工　約3,700㎡
６）き裂および腐食部他補修補強工　一式
７）実施設計　一式
⑸　工期　契約締結日の翌日から1050日間
⑹　その他
①　本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案交渉方式の対象工事である。
②　技術提案の範囲は、以下のとおりとする。
・工事目的物（構造種別、主要部材の形状寸法等）の変更を伴わない範囲とする。
③　本工事は、競争参加確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては５⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式１）を提出するものとする。
④　技術資料は、持参により提出すること。
⑤　その他については、電子入札留意事項によることとする。
2　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。（詳細は「入札説明書」に記載）。
⑵　首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の認定を受けている単体又は２者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　平成13年度以降に、以下に掲げるすべての工事完工実績（元請けに限る。）を有すること。ただし、同一工事ですべての工事完工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。
①　単体又は共同企業体の代表者
・鋼道路橋における鋼上部工事又は鋼橋のき裂補修・補強工事
・市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において車線規制を伴う工事（歩道橋を除く。）
※ＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。（以下同じ。）
②　共同企業体の代表者以外の構成員
・鋼道路橋における鋼上部工事又は鋼橋のき裂補修・補強工事
・往復４車線以上の道路上において車線規制を伴う鋼橋の架設（歩道橋を除く。）
⑷　次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、現場代理人（以下「配置予定技術者」という）及び設計管理技術者及び設計照査技術者を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成29年６月１日（木）を予定している。
①　主任技術者及び監理技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件とエを満たすこと。
ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）
イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）
ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
エ　監理技術者又は主任技術者は、平成13年度以降に次に掲げるすべての要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事ですべての要件を有する必要はない。なお、工事の経験における従事役職は問わない。
・鋼道路橋における鋼上部工事又は鋼橋のき裂補修・補強工事
・市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において車線規制を伴う工事（歩道橋を除く。）
上記工事は平成13年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。
②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　設計管理技術者及び設計照査技術者（以下「設計技術者」という。）は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。
ア　技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。））の資格を有する者
イ　ＲＣＣＭ（専門技術部門が鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者
ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
④　設計技術者のうち、いずれか１名は、平成18年度以降に設計監理技術者又は設計照査技術者として、以下に掲げる業務の経験を有する者であること。
・鋼道路橋の新設又は補修・補強の実施設計※1
※１　実施設計とは、次の設計業務をいう。
・首都高速道路における「実施設計」業務
・国土交通省における「詳細設計」業務
・その他発注機関における国土交通省の「詳細設計」と同等の業務
⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「入札説明書」に記載）。